

青森県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し、必要な事項を定めるものである。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第115条の3第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、第2号様式により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の3第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、第1号様式により行うものとする。

(電子申請による届出)

第5条 業務管理体制の整備に関する届出システム（以下「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出については、第2条から前条までの規定による第1号様式又は第2号様式によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

(関係機関への情報提供)

第6条 知事は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国及び市町村に対して、情報を提供することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、届出の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行し、同年4月1日から適用する。